

第8次鳥取市総合計画「実施計画」（素案）
〔主な事業〕

平成20年度～平成22年度

平成19年11月

※この資料は、平成20年度当初予算要求に向けたもので、今後変更する事があります。

「実施計画」(草案)の概要

第1章 明日を担う人づくりとコミュニティを中心とした地域づくり

- 1 教育環境の充実を図るために、小中学校校舎の改修事業、建設事業、耐震補強（大規模改修）事業等を行う。
- 2 「モラルやマナー、ルールを大切にする風土（人）づくり事業」「教育改革推進事業」により、明日を担う人材育成を進める。
- 3 市民のニーズを踏まえた生涯学習の充実を図るとともにコミュニティ強化のため、公民館整備や地域活動の充実、さらには地区体育馆施設整備を行う。

第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとしたくらしづくり

- 1 家庭ごみの有料指定袋制度によるごみ減量化、再資源化対策を継続するとともに、不法投棄対策にも取り組む。
- 2 西町緑地整備をはじめとする都市公園整備を進め、中心市街地の活性化をさらに加速させる取り組みを行う。
- 3 地域福祉事業や生活習慣病予防対策、保育園施設の整備、さらにはAEDの計画的な導入を推進し、安心して健やかに暮らせる生活環境を整備する。
- 4 防災、消防、治水対策にも取り組み、災害に強いまちをつくる。

第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり

- 1 鳥取自動車道開通に伴う地域振興事業、インターインターチェンジへのアクセス道整備、その他市道整備を行う。
- 2 鳥取砂丘の活性化事業を始め、因幡の祭典などの観光施設に取り組む。
- 3 UJIターン希望者の受入を進めなど、人材誘致、定住対策事業を強化する。
- 4 農業後継者育成や農産物地域ブランドの育成、地産地消推進など、地場産業を育てる取り組みを行う。また、地域経済活性化を戦略的に進める取り組みをさらに加速させる。

第4章 効率的で質の高い市役所づくりと地域の特性を活かした計画的なまちづくり

- 1 策定に向けて検討を進めている住民自治条例の周知を図り、市民が主役のまちづくり実現を進める。

目 次

| | | |
|--|------|-------|
| 第1章 明日を担う人づくりとコミュニケーションを中心とした地域づくり | ・・・・ | |
| 第1節 明日を担う人づくり | ・・・・ | 1ページ |
| 第2節 コミュニティを中心とした地域づくり | ・・・・ | 4ページ |
| 第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり | ・・・・ | |
| 第1節 自然と社会が調和した環境づくり | ・・・・ | 5ページ |
| 第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり | ・・・・ | 8ページ |
| 第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり | ・・・・ | |
| 第1節 交流と文化によるまちのにぎわいづくり | ・・・・ | 11ページ |
| 第2節 地域を支えるものづくり | ・・・・ | 16ページ |
| 第4章 効率的で質の高い市役所づくりと地域の特性を活かした計画的なまちづくり | ・・・・ | |
| 第1節 効率的で質の高い市役所づくり | ・・・・ | 20ページ |

※この資料は、平成20年度当初予算要求に向けて、向こう3年間の事業の方向性を示した内容をとりまとめたもので、今後変更することがあります。

第8次鳥取市総合計画実施計画(事業)H20～22
第1章 明日を担う人づくり
第1節 明日を担う人づくり

| 事業名 | 新規◎継続□ | ハード■ソフト○ | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-------------------------------|--------|----------|--|--|--|--|-------|
| 1 モラルやマナー、ルールを大切にする風土(人)づくり事業 | □ | ○ | 推進委員会を推進母体としながら、現状の課題や問題点を明確にし、学校、家庭、地域において規範意識や公徳心の向上に資する具体的な取り組み及び啓発活動を計画し、体験的・PRや「学校・家庭・地域」の立場での教育の充実、さらには全市的な活動や実践の展開など、広く市民の関心事となるよう年次的に詳細な計画を検討しながら展開する。 | ・推進委員会 ・市民集会 ・啓発・PR ・「草の根活動」委託事業 | ・推進委員会 ・市民集会 ・啓発・PR ・「草の根活動」委託事業 | ・推進委員会 ・市民集会 ・啓発・PR ・「草の根活動」委託事業 | 学校教育課 |
| 2 教育改革推進事業 | □ | ○ | 鳥取市教育構想(ビジョン)の策定を行い、具体的な方向性を示し、実践を通じ浸透を図る。策定にあたっては、教育改革検討委員会や検討委員会等の議論を絆約し、実態後は、学校や家庭及び社会教育機関を通じながら広く啓発や情報提供するとともに、教育現場での指導に反映させていく。 | ・鳥取市教育構想(ビジョン)策定委員会 ・研究・研修活動 | ・鳥取市教育構想(ビジョン)策定委員会 ・研究・研修活動 | ・鳥取市教育構想(ビジョン)推進委員会 ・研究・研修活動 | 学校教育課 |
| 3 少人数教育・学力向上事業 | □ | ■ | ①30人学級 小学校:1・2年 中学校:1年 実施学年拡大の検討 ②複式学級解消 ③複式学級加配教員 ④学力向上推進委員会 ⑤基礎基本定着対策 ⑥研究校区指定 ⑦中堅職員研修会 ⑧教科指導員認定 ⑨学力向上研究校区指定 | ①30人学級 小学校:1・2年 中学校:1年 実施学年拡大の検討 ②複式学級解消 ③複式学級加配教員 ④学力向上推進委員会 ⑤基礎基本定着対策 ⑥研究校区指定 ⑦中堅職員研修会 ⑧教科指導員認定 ⑨学力向上研究校区指定 | ①30人学級 小学校:1・2年 中学校:1年 実施学年拡大の検討 ②複式学級解消 ③複式学級加配教員 ④学力向上推進委員会 ⑤基礎基本定着対策 ⑥研究校区指定 ⑦中堅職員研修会 ⑧教科指導員認定 ⑨学力向上研究校区指定 | ①30人学級 小学校:1・2年 中学校:1年 実施学年拡大の検討 ②複式学級解消 ③複式学級加配教員 ④学力向上推進委員会 ⑤基礎基本定着対策 ⑥研究校区指定 ⑦中堅職員研修会 ⑧教科指導員認定 ⑨学力向上研究校区指定 | 学校教育課 |
| 4 小中学校改修事業 | □ | ■ | ・小・中学校校舎外壁改修事業 ・小・中学校屋内運動場床改修事業 ・小・中学校保健室改修事業 ・小・中学校下水道接続事業 ・小・中学校校舎トイレ改修事業 | ・西郷小 トイレ改修 ・河原第一小 トイレ改修 ・河原第一小 屋内運動場床改修 ・湖南小 外壁改修 ・神戸小 保健室改修 | ・河原第一小 トイレ改修 ・明徳小 屋内運動場床改修 ・湖山小 保健室改修 ・西郷小 保健室改修 ・未恒小 外壁改修 ・用灘小 外壁改修 | ・神戸小農業集落排水接続 ・東中 屋内運動場床改修 ・佐治小 外壁改修 | 教育総務課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-------------------------|-------------------|---|---|---|-------|
| 5 小中学校建設事業 | ■ ハード口 継続口 ○ ソフト○ | <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校校舎の増改築 ・グラウンドの整備 ・屋内運動場の新改築、改修 | <ul style="list-style-type: none"> ・修立小 校舎改築実施設計 ・河原中 改築基本設計 ・美保南小 校舎増築 ・豊ヶ丘中 増築付帯整備、屋外運動場 ・青谷小 校舎増築 ・城北小 屋内運動場整備 ・湖山小 屋内運動場改修設計 ・美保南小 校舎増築備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・修立小 校舎改築 ・河原中 改築実施設計 ・湖山小 屋内運動場改修設計 ・青谷小 校舎備品整備 ・河原中 屋内運動場改修実施設計 | 教育総務課 |
| 6 小中学校耐震補強事業 (大規模改修) | □ ■ | <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校耐震補強 17校(45棟) | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強(大規模改修)整備 湖南小学校校舎 2棟 世纪小学校校舎 2棟 ・耐震判定 青谷小学校校舎 1棟 未恒小学校校舎 3棟 用賀小学校校舎 1棟 国府中学校屋内運動場 1棟 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強(大規模改修)整備 青谷小学校校舎 1棟 未恒小学校校舎 3棟 用賀小学校校舎 1棟 国府中学校屋内運動場 1棟 ・耐震判定 西郷小学校屋内運動場 1棟 佐治小学校校舎 3棟 佐治中学校校舎 2棟 | 教育総務課 |
| 7 学校給食施設設備事業 | □ ■ | | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センター施設の改修 学校給食センター備品の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・フライヤー・ホイラーース(第二) ・蒸気回転釜リース(第一) ・二重食缶、保管庫 (合併地域) ・衛生対策 ・調理室空調調(湖東) トイレスペク(第一・第二・湖東) | 体育課 |
| 8 小中学校水泳プール整備・改修事業 | □ ■ | | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の水泳プールの改築 | <ul style="list-style-type: none"> ・青谷小学校プール | 体育課 |
| 9生涯学習推進事業 | □ ○ | | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に係る情報の提供や放送を活用するとともに、市民の要望にこたえた文化講座・生涯学習カレッジ・研修会等事業を実施する。 IT講習会 ・生涯学習のセミナー・学級等 ・うあ成人大学 等の実施 ・尚徳大学 等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・講座・セミナー ・IT講習会 ・社会教育関係職員研修会 ・うあ成人大学 等の実施 ・尚徳大学 等の実施 | 生涯学習課 |

| 事業名 | 新規◎継続口 | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-------------------|--------|---|---|---|---|-------|
| 10 公民館活動事業 | □ ○ | 生涯学習意識や向上意欲の高上を図り、ふれあい、コミュニケーションの推進するなど地域づくりを図るため、地域住民と連携し、公民館を会場として下記事業を実施する。 ・公民館祭り・人づくり・女性教室 ・啓発推進・読書活動・広報活動・特色ある公民館活動 | ・公民館祭り ・人づくり ・女性教室 ・人権啓発推進 ・広報活動 ・特色ある公民館活動 | ・公民館祭り ・人づくり ・女性教室 ・人権啓発推進 ・広報活動 ・特色ある公民館活動 | ・公民館祭り ・人づくり ・女性教室 ・人権啓発推進 ・広報活動 ・特色ある公民館活動 | 生涯学習課 |
| 11 小中学校夜間照明施設整備事業 | □ ■ | グラウンドに夜間照明を新設する(補助基準100ルクス)。 設置後は、地域体育会に管理を委託し、夜間開放する。 | ・末恒小学校 夜間照明施設新設 | ・河原中学校 夜間照明全面改修 | ・河原中学校 夜間照明全面改修 | 体育課 |
| 12 地区体育施設整備事業 | □ ■ | 地区体育館等施設の整備 | ・中ノ郷地区体育館本体工事 ・社会体育施設維持補修 | ・中ノ郷地区体育館本体工事 ・社会体育施設維持補修 | ・社会体育施設維持補修 | 体育課 |
| 13 人権啓発推進事業 | □ ○ | 市民の人権意識の高揚を図るために、人権啓発に関する研究集会等を本庁、各総合支所・区城で開催し、人権に関する活動を行なう。また、市内において人権に対して助成を行う関係団体等の周知を図る。 小学生についても「人権感覚」を身につけてもらう活動「人権の花運動」を実施する。 | ・市民啓発推進 ・研究集会等開催 ・人権標語・ポスター一作成 ・啓発冊子(仮称)ともに生きる社会の実現をめざして一作成 ・人権教育推進員設置 ・人権団体等補助・負担金 ・関係団体等補助・負担金 ・人権相談業務の周知(市報、ウェブサイト等) ・人権の花運動 | ・市民啓発推進 ・研究集会等開催 ・人権標語・ポスター一作成 ・啓発冊子(仮称)ともに生きる社会の実現をめざして一作成 ・人権教育推進員設置 ・人権団体等補助・負担金 ・関係団体等補助・負担金 ・人権相談業務の周知(市報、ウェブサイト等) ・人権の花運動 | ・市民啓発推進 ・研究集会等開催 ・人権標語・ポスター一作成 ・啓発冊子(仮称)ともに生きる社会の実現をめざして一作成 ・人権教育推進員設置 ・人権団体等補助・負担金 ・人権相談業務の周知(市報、ウェブサイト等) ・人権の花運動 | 人権推進課 |
| 14 同和対策環境改善事業 | □ | 地区内生活道路等の環境整備の推進 | ・各地区会館修繕改修1か所 ・各地区有線施設修繕等 ・各地区児童遊園修繕等 ・その他事業 | ・各地区会館修繕改修2か所 ・各地区有線施設修繕等 ・各地区児童遊園修繕等 ・その他事業 | ・各地区会館修繕改修1か所 ・各地区有線施設修繕等 ・各地区児童遊園修繕等 ・その他事業 | 人権推進課 |
| 15 障保館整備事業 | □ ■ | 障保館施設設備の改修等の実施 | ・障保館改修等 | ・障保館改修等 | ・障保館改修等 | 人権推進課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|------------------------------|----------------------------|---------------|---|---|--|---|
| 16 道路改良(同和対策) 事業 | 新規◎ 総括口 ハード■ ソフト○ | ■ | 第二次同和対策まちづくり計画に基づいた 地区内生活道路等の改良。 | ・市道墓地国道線道路改良 工事ほか3路線 | ・市道道路改良工事 | 道路管理課 |
| 17 男女共同参画活動団体育成・支援事業 | □ ○ | ○ | ・男女共同参画登録団体活動を支援するたと てもに、推進活動の促進を図る。 ・男女共同参画登録団体連絡会の活動支援 を行ふ。 ・男女共同参画推進活動に关心のある個人・ 団体の推進活動の拡大と前進を図る。 ・活動団体の都市間交流事業実施によって、 団体活動の活性化を図る。 | ・男女共同参画登録団体活動費補助 ・ワーキングルームの提供 ・登録団体連絡会活動の支援 ・「男女で進める地域活動ネットワーク会 議開催 ・岩国市との都市交流 | ・男女共同参画登録団体活動費補助 ・ワーキングルームの提供 ・登録団体連絡会活動の支援 ・男女で進める地域活動ネットワーク会 議開催 ・HOTライアンダル女性交流事業 | 男女共同参画登録団体活動費補助 ・ワーキングルームの提供 ・登録団体連絡会活動の支援 ・男女で進める地域活動ネットワーク会 議開催 ・岩国市との都市交流 |
| 第2節 コミュニティを中心とした地域づくり | | | | | | |
| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
| 18 自治会活動振興事業 | 新規◎ 総括口 ハード■ ソフト○ | ○ | ・自治会(町内会)等への活動費の支援 均等割額 35,000円/町内会 世帯割額 700円/世帯 ・自治会の特色ある活動、コミュニティづくり につながる活動に対して支援する。実施から 5年後に見直しを行う。 ①きらめくまちづくり事業 様助率 2/3 限 度額2,000千円 ②コミュニティ活動支援事業 補助率 1/2 限度額50千円 | ・自治会等の運営補助 ・自治会の特色ある活動に対する支援 ・地域活動の支援(美化活動等) | ・自治会等の運営補助 ・自治会の支援(美化活動等) ・地域活動の支援(美化活動等) | 協働推進課 |
| 19 公民館整備事業 | □ ■ | □ | 生涯学習活動・コミュニティ活動の拠点とな る公民館の用地を確保し、生前の新築・改築 を行い、また、施設設備の改修等を実施し、利 便性、安全性等を高め、確保し、生涯学習・ 地域づくりの推進を図る。 | ・用地取得費 ・未恒地区 ・修理 ・施設設備の改修・修理 ・新改築費 ・岩倉地区公民館設計 ・修理 ・施設設備の改修・修理 | 生涯学習課 | |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|--------------------------------------|--|-------------------------|--|---|---|-------|
| 20 自治会・集会所建設等補助事業 | 自治会(町内会)が主導的に建設(取組)する集会所(自治会等の集会施設)の建築・改修等に対する補助 対象経費の1/3、上限1000万円 | 自治会(町内会)等が実施する集会所建設等へ補助 | 自治会(町内会)等が実施する集会所建設等へ補助 | 自治会(町内会)等が実施する集会所建設等へ補助 | 自治会(町内会)等が実施する集会所建設等へ補助 | 協働推進課 |
| 第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり | 第1節 自然と社会が調和した環境づくり | | | | | |
| 21 化糞槽事業 ごみ減量化・再資源化対策事業 | 新規◎継続口 ハード■ソフト○ | 新規◎継続口 ハード■ソフト○ | 再資源化等推進事業(奨励金) ・新聞雑誌等6円/kg アルミニウム類等4円/kg ピン4円/本 ・生ごみ処理機構入補助代金の1/3(2万円限度) ・古紙類の収集(委託) ・デボジット制度モードル事業の実施(福部地域) ・保育園、小学校の2箇所で空缶回収に応じた図書カードの交付(国府地域) ・ごみ分別用冊子・ハンフの作成 ・環境活動補助 ・家庭ごみ有料化事業に伴う市民啓発 | 再資源化等推進事業(奨励金) ・資源ごみ、食品トレー、ペットボトルの収集(委託) ・古紙類の収集(委託) ・デボジット制度モードル事業の実施(福部地域) ・保育園、小学校の2箇所で空缶回収に応じた図書カードの交付(国府地域) ・ごみ分別用冊子・ハンフの作成 ・環境活動補助 ・家庭ごみ有料化事業に伴う市民啓発 | 再資源化等推進事業(奨励金) ・資源ごみ、食品トレー、ペットボトルの収集(委託) ・古紙類の収集(委託) ・デボジット制度モードル事業の実施(福部地域) ・保育園、小学校の2箇所で空缶回収に応じた図書カードの交付(国府地域) ・ごみ分別用冊子・ハンフの作成 ・環境活動補助 ・家庭ごみ有料化事業に伴う市民啓発 | 生活環境課 |
| 22 不法投棄対策事業 | □ | ○ | 不法投棄啓発看板作成 ・家電リサイクル法対象不法投棄物再商品化料金負担処理 ・不法投棄対策処理 | 年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、工アン)及び家庭系廃ペソコンの処理 ・不法投棄物陸タイヤ撤去事業 | 年々増加する不法投棄の防止対策として、多発地帯に防止看板を設置 ・不法投棄された家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、工アン)及び家庭系廃ペソコンの処理 ・不法投棄物陸タイヤ撤去事業 | 生活環境課 |
| 23 広域ごみ処理事業 | □ | ○ | 不燃物・可燃物に係る広域処理 (東部広域行政管理組合負担、八頭環境施設組合負担) | 不燃物処理費東部広域負担 ・可燃物処理場建設東部広域負担 ・八頭環境施設組合負担 | 不燃物処理費東部広域負担 ・可燃物処理場建設東部広域負担 ・八頭環境施設組合負担 | 生活環境課 |
| 24 街路整備事業 | □ | ■ | 幹線道路(街路)の整備 ・雲山吉成線 ・日袋川通り右岸線 立川1号線 | ・雲山吉成線 ・袋川通り右岸線 ・県営街路事業負担金 | ・雲山吉成線 ・袋川通り右岸線 ・県営街路事業負担金 | 都市建設課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|---------------|---------------|---|--|---|---|
| 25 集落名表示板設置事業 | 新規◎ 継続口 ソフト○ | 集落の特徴や取り組みを感じさせるイラストが入った集落名表示板を東部地域に設置する。 東部地域 128集落128基 (内訳) 気高 41集落41基 鹿野 45集落45基 青谷 42集落42基 | 集落の特徴や取り組みを感じさせるイラストが入った集落名表示板を東部地域に設置する。 東部地域 69集落69基 (内訳) 国府 48集落48基 福部 21集落21基 | | 協働推進課地域支援課室 |
| 26 西町緑地整備事業 | □ ○ | 西町緑地公園整備 $A = 2,500\text{m}^2$ 用地取得 A=2,500m ² 物件移転補償 N=4件 公園整備 $A = 2,500\text{m}^2$ ・平成19年度は補助交付金の申請、事業はH20～H24 | 測量調査・設計 ・用地取得 ・移転補償 | 公園整備 ・用地取得 | 都市計画課 |
| 27 都市公園等整備事業 | □ ■ | 重箱緑地(A=14.8ha) 浜村砂丘公園(A=3.1ha) 街区公園の整備 | 重箱緑地整備 ・浜村砂丘公園整備 ・街区公園(正蓮寺公園) | 重箱緑地整備 ・浜村砂丘公園整備 ・街区公園(正蓮寺公園) | 都市計画課 |
| 28 市営住宅建替等事業 | □ ■ | 建替 40戸 (湖山、青谷あさひ、法花寺) 除却 44戸 (青谷あさひ、新あさひ・西町、法花寺) 改善 48戸 (賀露R棟) | 湖山団地建替 第7棟建設 賀露団地改善設計 青谷あさひ団地建替 第2棟建設 法花寺団地建替 第2期建設工事 既設住宅解体工事 | 湖山団地建替 第7棟建設 賀露団地改善設計 青谷あさひ団地建替 第2棟建設 法花寺団地建替 第2期建設工事 既設住宅解体工事 | 建築住宅課 |
| 29 民間住宅改修支援事業 | ◎ ○ | 民間賃貸住宅改修支援(あんしん入居登録制度) ・UJIターン住宅建設・改修支援 (平成19年度～) | 民間賃貸住宅改修支援(あんしん入居登録制度) ・UJIターン住宅建設・改修支援 | UJIターン住宅建設・改修支援 | 建築住宅課 |
| 30 地籍調査事業 | □ ○ | | 今後、事業方法、調査の統一化、統一見解による紛争解決を図りつつ進捗向上を図り、鳥取市の財産など、かつ市民の大切な財産に対し、権利の確保・確立とともに、早期に利活用できるよう事業実施し、鳥取市の財産づくりの礎となる事業としていく。 | | 鳥取地域、国府地域、福部地域、河原地域、用瀬地域、気高地域、鹿野地域、青谷地域、鳥取地域、国府地域、福部地域、河原地域、用瀬地域、気高地域、鹿野地域、青谷地域、財産管理課 |

| 事業名 | 新規◎ 継続□ | ハード■ ソフト○ | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|--------------|------------|--------------|--|---|---|---|--------|
| 31 净水施設整備事業 | □ | ■ | <p>江山淨水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過設備(淨水棟、原水槽、排水ろ過槽) ・入渠、排水中和槽、排水ろ過槽) ・電気設備 ・計装設備 ・自家発電機 ・揚取水施設 ・叶ポンプ設備 ・電気計装設備 ・揚場内配管 ・導水施設 ・自家製氷器設備 ・送水施設 ・送水管切替、流入弁設置 | <p>江山淨水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過設備(淨水棟、原水槽、排水ろ過槽) ・入渠、排水中和槽、排水ろ過槽) ・電気計装設備 ・揚場内配管 ・導水施設 ・送水施設 ・送水管切替、流入弁設置 | <p>江山淨水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過設備(淨水棟、原水槽、排水ろ過槽) ・入渠、排水中和槽、排水ろ過槽) ・工事用道路撤去 ・取水施設 ・場内整備 | <p>江山淨水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過設備(淨水棟、原水槽、排水ろ過槽) ・入渠、排水中和槽、排水ろ過槽) ・工事用道路撤去 ・取水施設 ・場内整備 | 浄水場建設課 |
| 32 簡易水道等整備事業 | □ | ■ | <p>江山淨水場建設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取水施設整備 ・導送水施設整備 | <p>江山淨水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過設備(淨水棟、原水槽、排水ろ過槽) ・入渠、排水中和槽、排水ろ過槽) ・電気計装設備 ・揚場内配管 ・導水施設 ・送水施設 ・送水管切替、流入弁設置 | <p>江山淨水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過設備(淨水棟、原水槽、排水ろ過槽) ・入渠、排水中和槽、排水ろ過槽) ・電気計装設備 ・揚場内配管 ・導水施設 ・送水施設 ・送水管切替、流入弁設置 | <p>江山淨水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過設備(淨水棟、原水槽、排水ろ過槽) ・入渠、排水中和槽、排水ろ過槽) ・工事用道路撤去 ・取水施設 ・場内整備 | 浄水場建設課 |
| 33 殿ダム対策事業 | □ | ■ | <p>簡易水道等施設の統合整備</p> <p>・水道未普及地域の解消</p> <p>・老朽化した簡易水道施設の改修</p> | <p>百谷地区簡易水道整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河内小原地区簡易水道整備事業 ・佐治地域簡易水道整備事業(尾際地区) ・上野地区簡易水道整備事業(鳥取・福井地城) ・青谷町轍内地域簡易水道等整備事業 ・鳥取・置府地区整備 | <p>上野地区簡易水道整備事業(鳥取・福井地城)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用源地帯簡易水道整備事業(江波地区) ・気高地域第1簡易水道整備事業(上光配水池) ・国府・用源・佐治地域整備 | <p>上野地区簡易水道整備事業(鳥取・福井地城)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用源地帯簡易水道整備事業(江波地区) ・気高地域第1簡易水道整備事業(上光配水池) ・国府・用源・佐治地域整備 | 農村整備課 |
| 34 水質保全下水道事業 | □ | ■ | <p>殿ダムに關係する水没集落、ダム周辺集落等の生活再建活性化対策、ふれあい交流施設整備、特産品開発、コミュニティ促進、ダム周辺の整備、ダム関連道路網の整備。</p> | <p>・殿ダム水源地域整備及び地域活性化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付帯道路整備 ・地方特定道路整備 ・殿ダム周辺整備 ・特産品開発 ・コミュニティ促進 ・林道整備 | <p>・殿ダム水源地域整備及び地域活性化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付帯道路整備 ・地方特定道路整備 ・殿ダム周辺整備 ・特産品開発 ・コミュニティ促進 ・林道整備 | <p>・殿ダム水源地域整備及び地域活性化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付帯道路整備 ・地方特定道路整備 ・殿ダム周辺整備 ・特産品開発 ・コミュニティ促進 ・林道整備 | 都市建設課 |
| 35 地震対策下水道事業 | □ | ■ | <p>公共用水域の水質保全、健全な水循環の構築を目的として水処理施設等の整備及び合流式下水道の改築、雨水の収集、改築更新、処理場の増設、廃棄物の改築、改善、合流式下水道の改善</p> <p>・下水管渠等の耐震化を行ふ。</p> <p>・管渠の耐震化</p> <p>・警報設備</p> <p>・不明水対策</p> | <p>・秋里下水道処理場(管理棟改築、沈砂池改築)、塩素混和池改築、雨天時下水処理・放流ゲート</p> <p>・管渠(貯留管・遮集管)整備</p> <p>・雨水導水管(側溝・雨水管)整備</p> <p>・雨水導水管(側溝・雨水管)整備</p> | <p>・秋里下水道処理場(管理棟改築、沈砂池改築)、塩素混和池改築、雨天時下水処理・放流ゲート</p> <p>・管渠(貯留管・遮集管)整備</p> <p>・雨水導水管(側溝・雨水管)整備</p> <p>・雨水導水管(側溝・雨水管)整備</p> | <p>・公共下水道処理場(雨天時下水処理・放流ゲート類、電気設備改修)</p> <p>・管渠(増補管)整備</p> <p>・雨水導水管(側溝・雨水管)整備</p> <p>・干代水クリーンセンター(増築)</p> | 下水道計画課 |
| | | | | <p>・管渠(老朽管改築・不明水対策)</p> <p>・警報設備</p> <p>・不明水対策</p> | <p>・管渠(老朽管改築・不明水対策)</p> <p>・警報設備</p> <p>・不明水対策</p> | <p>・管渠(老朽管改築・不明水対策)</p> <p>・警報設備</p> <p>・不明水対策</p> | 下水道計画課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-----------------------------|--|---|--|--|--|----------|
| 36 集落排水整備事業 | ■ ・整備後相当期間が経過した処理施設については、老朽化が進んでおり維持管理費が増大している。改修費用・維持管理費の効率性・経済性を考慮し、処理区の統廃合、管路の改築更新を行つ。 ・処理場の統廃合、改築更新 ・警報設備 ・不明水対策 | ■ ・地区・伏野地区・美穂地区ほか) ・警報設備(・山湯山地区・蕨田馬場地区) ・不明水対策(津ノ井地区) | ・処理場の統廃合・改築更新(佐治大村地区・伏野地区・美穂地区ほか) ・警報設備(・山湯山地区・蕨田馬場地区) ・不明水対策(津ノ井地区) | ・処理場の統廃合・改築更新(佐治大村地区・伏野地区・美穂地区ほか) ・警報設備(・山湯山地区・蕨田馬場地区) ・不明水対策(津ノ井地区) | ・下水道計画課 | |
| 第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり | | | | | | |
| 37 地域福祉推進事業 | ○ ・市社会福祉協議会が行う次の事業に補助する。 ・地域福祉基金事業 ・福祉がんテイアのまちづくり事業 ・市社会福祉協議会に次の事業を委託する。 ・地域高齢者福祉支援事業 ・地域福祉基金運用利子の積立 ○外国人福祉手当給付事業 | ○ ・市社会福祉協議会が行う次の事業に補助する。 ・地域福祉基金事業 ・在宅福祉サービス事業 ・福祉がんテイアのまちづくり事業 ・ひとり暮らし高齢者愛の一歩運動 ・地域ふれあいサロン支援事業 ・基金運用利子の積立 ○外国人福祉手当給付事業 | ○地域福祉基金事業 ・ふれあい型食事サービス事業 ・どなり組福祉員設置事業 ・在宅福祉サービス事業 ○福祉がんテイアのまちづくり事業 ・ひとり暮らし高齢者愛の一歩運動 ・地域ふれあいサロン支援事業 ○基金運用利子の積立 ○外国人福祉手当給付事業 | ○地域福祉基金事業 ・ふれあい型食事サービス事業 ・どなり組福祉員設置事業 ・在宅福祉サービス事業 ○福祉がんテイアのまちづくり事業 ・ひとり暮らし高齢者愛の一歩運動 ・地域ふれあいサロン支援事業 ○基金運用利子の積立 ○外国人福祉手当給付事業 | ○地域福祉基金事業 ・ふれあい型食事サービス事業 ・どなり組福祉員設置事業 ・在宅福祉サービス事業 ○福祉がんテイアのまちづくり事業 ・ひとり暮らし高齢者愛の一歩運動 ・地域ふれあいサロン支援事業 ○基金運用利子の積立 ○外国人福祉手当給付事業 | 高齢社会課 |
| 38 後期高齢者医療事務 | ◎ ・75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の方を対象とする新たな医療保険制度である「後期高齢者医療制度」に係る事務運営は県内19市町村で構成する「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が行い、市町村は窓口業務、保健料の収納業務を行う。 | ○ ・5歳未満児、就学前児、特定疾患、ひとり親家庭などにおける医療対象者の健康保持と、生活の安定を図る。 | 75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の方を対象とする新たな医療保険制度である「後期高齢者医療制度」に係る事務運営は県内19市町村で構成する「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が行い、市町村は窓口業務、保健料の収納業務を行う。 | 75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の方を対象とする新たな医療保険制度である「後期高齢者医療制度」に係る事務運営は県内19市町村で構成する「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が行い、市町村は窓口業務、保健料の収納業務を行う。 | 75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の方を対象とする新たな医療保険制度である「後期高齢者医療制度」に係る事務運営は県内19市町村で構成する「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が行い、市町村は窓口業務、保健料の収納業務を行う。 | 保険年金課 |
| 39 特別医療費助成事業 | □ ・健診検査事業 ・人間ドック事業 ・食育活動等推進事業 ・ふしめ歯科健診事業 ・脳ドック検診事業 ・骨粗しょう症予防事業 ・結核予防対策事業 ・1類疾患病予防事業 ・2類疾患病予防事業 ・感染症予防事業 | ○ ・健診検査事業 ・人間ドック事業 ・食育活動等推進事業 ・ふしめ歯科健診事業 ・脳ドック検診事業 ・骨粗しょう症予防事業 ・結核予防対策事業 ・1類疾患病予防事業 ・2類疾患病予防事業 ・感染症予防事業 | ・健診検査事業 ・人間ドック事業 ・食育活動等推進事業 ・ふしめ歯科健診事業 ・脳ドック検診事業 ・骨粗しょう症予防事業 ・結核予防対策事業 ・1類疾患病予防事業 ・2類疾患病予防事業 ・感染症予防事業 | ・健診検査事業 ・人間ドック事業 ・食育活動等推進事業 ・ふしめ歯科健診事業 ・脳ドック検診事業 ・骨粗しょう症予防事業 ・結核予防対策事業 ・1類疾患病予防事業 ・2類疾患病予防事業 ・感染症予防事業 | ・健診検査事業 ・人間ドック事業 ・食育活動等推進事業 ・ふしめ歯科健診事業 ・脳ドック検診事業 ・骨粗しょう症予防事業 ・結核予防対策事業 ・1類疾患病予防事業 ・2類疾患病予防事業 ・感染症予防事業 | 中央保健センター |
| 40 生活習慣病予防対策事業 | □ ・①健康教育・健康相談の実施 ・②健康診査・健康診査・子宮ガン、胃ガン、肺ガン、乳ガン、大腸ガン検診事業 ・③機械訓練の実施 ・④各種予防接種の実施 | ○ ・AEDの計画的導入 ・救命講習の実施 ・市民啓発 | ・AEDの導入 ・救命講習の実施 ・市民啓発 | ・AEDの導入 ・救命講習の実施 ・市民啓発 | ・AEDの導入 ・救命講習の実施 ・市民啓発 | 中央保健センター |
| 41 AED導入推進事業 | ◎ ・AEDの計画的導入 ・救命講習の実施 ・市民啓発 | ○ ・AEDの導入 ・救命講習の実施 ・市民啓発 | ・AEDの導入 ・救命講習の実施 ・市民啓発 | ・AEDの導入 ・救命講習の実施 ・市民啓発 | ・AEDの導入 ・救命講習の実施 ・市民啓発 | 中央保健センター |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 | |
|-------------|---------------|---------------|--|--|---|---|-------|
| 42児童館改築事業 | ハード■ソフト○ | 児童館の改築 | ・西品治児童館改築(工事) | | | 児童家庭課 | |
| 43保育園施設整備事業 | □ | ■ | ・保育園の改築、改修、新規建設 | ・各保育園特定補修 ・冷暖房設備設置 ・保育園用地取得償還金 | ・各保育園特定補修 ・冷暖房設備設置 ・保育園改築(1ヵ所) ・保育園用地取得償還金 | 児童家庭課 | |
| 44介護予防事業 | □ | ○ | ・生活管理指導員派遣事業 指導員を派遣し、日常生活上の基本的生活習慣の一ビズ事業 配食サービス事業 計画的に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、栄養士による食生活改善指導を行う。 ・おたつしゃ教室事業 転倒予防、失禁予防のトレーニング、認知症予防体操を実施する。 | ・生活管理指導員派遣事業委託 ・配食サービス事業委託 ・おたつしゃ教室事業委託 ・一般高齢者介護予防事業 ・介護予防手帳作成事業 ・介護予防普及啓発事業 ・生活機能評価事業 | ・生活管理指導員派遣事業委託 ・配食サービス事業委託 ・おたつしゃ教室事業委託 ・一般高齢者介護予防事業 ・介護予防手帳作成事業 ・介護予防普及啓発事業 ・生活機能評価事業 | 高齢社会課 | |
| 45地域生活支援事業 | □ | ○ | | | ○地域生活支援事業として次の事業を行ふ。 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日常生活用具貸付事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・社会参加促進事業 ・コミュニケーション支援事業 ・訪問入浴サービス事業 ・福祉ホーム運営事業 ・地域活動支援事業 ・自立支援協議会設置事業 ・日中一時支援事業 ・生活サポート事業 ・利用者負担成事業 ・その他の生活支援事業 ・障害者社会参加支援事業 | ○地域生活支援事業として次の事業を行ふ。 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日常生活用具貸付事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・社会参加促進事業 ・コミュニケーション支援事業 ・訪問入浴サービス事業 ・福祉ホーム運営事業 ・地域活動支援事業 ・自立支援協議会設置事業 ・日中一時支援事業 ・生活サポート事業 ・利用者負担成事業 ・その他の生活支援事業 ・障害者社会参加支援事業 | 生活福祉課 |
| 46住宅改修関連事業 | □ | ○ | | 主な事業 ①高齢者居住環境整備事業⇒53万3千円 を上限とし、バリアフリー化のための改修費 の3分の2を助成する。 ②住宅改修申請等支援(住宅改修指導員派 遣・住宅改修申請等支援)⇒家屋整備、建 築資材や設備の選択の指導助言を行つため 建築土を派遣する。 | ・高齢者居住環境整備事業 扶助費 ・住宅改修支援事業(住宅改修指導員 派遣・住宅改修支援) ・委託料、負担金補助及び交付金 ・高齢者住宅整備資金貸付 ・賃貸付金、需用費、役務費、公債費、予 備費 | 高齢社会課 | |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-------------|---|--|--|--|--|-------|
| 47 総合防災対策事業 | ハザードマップの作成 ・防災訓練の実施 ・H20年度に自主防災会連合会の組織・制度を統一 ・被災者住宅再建支援基金積立 ・防災運営備蓄品の更新 ・防災対策事業 | ハザードマップの作成 ・東部防災訓練連合会連合会補助金 ・自主防災会連合会連合会補助金 ・被災者住宅再建支援基金積立 ・防災運営備蓄品の更新 ・地図防災計画作成 | ・千代川・袋川・大路川ハザードマップ作成 ・野坂川、河内川ハザードマップ作成 ・通常防災訓練 ・被災者住宅再建支援基金積立 ・防災連携備蓄品の更新 ・自主防災会連合会補助金 | ・通常防災訓練 ・被災者住宅再建支援基金積立 ・防災連携備蓄品の更新 ・自主防災会連合会補助金 | ・通常防災訓練 ・被災者住宅再建支援基金積立 ・防災連携備蓄品の更新 ・自主防災会連合会補助金 | 危機管理課 |
| 48 消防施設整備事業 | 消防無線更新 ・コミュニケーションテイイ助成事業 ・消火栓設置 ・消防ポンプ自動車更新 ・消防ポンプ格納庫 ・消防ポンプ格納庫更所増築 ・防火水槽 | 消防無線更新 ・気導地区団消防無線更新 ・消火栓設置・新設 ・神戸分団消防格納庫改修 ・河原第1分団ポンプ車購入 | ・消防栓移設・新設経費繰出 ・コミュニケーションテイイ助成事業(1地域) ・消防格納庫改修(1か所) ・小型ポンプ車購入 ・ポンプ車購入 | ・消防栓移設・新設経費繰出 ・コミュニケーションテイイ助成事業(1地域) ・消防格納庫改修(1か所) ・小型ポンプ車購入 ・ポンプ車購入 | ・消防栓移設・新設経費繰出 ・コミュニケーションテイイ助成事業(1地域) ・消防格納庫改修(1か所) ・小型ポンプ車購入 ・ポンプ車購入 | 危機管理課 |
| 49 治水対策事業 | 緊急排水ポンプによる内水排水 （西吉成、吉成、東大路、赤子田、小沢見、福部（細川）、河原（河原）、青谷（東町、井手、下善田）） 既設ポンプ場の点検・修理 3施設 （伏野2箇所、古海） 内水排水ポンプ施設の新規整備 （東大路、青谷町駅前、青谷町駅南） | 緊急排水ポンプによる内水排水 10地区 既設ポンプ場の点検 修理1施設 内水排水ポンプ施設の新規整備 1箇所 青谷Bプロック整備 (排水ポンプ設置) 晚稻川河川改修 | 緊急排水ポンプによる内水排水 10地区 既設ポンプ場の点検 修理1施設 内水排水ポンプ施設の新規整備 1箇所 青谷Aプロック整備 (排水ポンプ設置) 奥沢・見川河川改修 | 緊急排水ポンプによる内水排水 10地区 既設ポンプ場の点検 修理1施設 内水排水ポンプ施設の新規整備 1箇所 青谷Bプロック整備 (排水ポンプ設置) 晚稻川河川改修 | 緊急排水ポンプによる内水排水 10地区 既設ポンプ場の点検 修理1施設 内水排水ポンプ施設の新規整備 1箇所 青谷Aプロック整備 (排水ポンプ設置) 奥沢・見川河川改修 | 都市建設課 |
| 50 普通河川改良事業 | 内海川、七ヶ川ほか普通河川の改良を行う。 | 内海川改修 ・用地買収、物件移転補償、工事 ・新井谷川改修 ・工事 ・その他普通河川改修 ・用地買収、物件移転補償、工事 ・その他普通河川改修 ・用地買収、物件移転補償、工事 | 内海川改修 ・用地買収、物件移転補償、工事 ・新井谷川改修 ・工事 ・その他普通河川改修 ・用地買収、物件移転補償、工事 | 内海川改修 ・用地買収、物件移転補償、工事 ・新井谷川改修 ・工事 ・その他普通河川改修 ・用地買収、物件移転補償、工事 | 内海川改修 ・用地買収、物件移転補償、工事 ・新井谷川改修 ・工事 ・その他普通河川改修 ・用地買収、物件移転補償、工事 | 都市建設課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|---------------|---------------|---------------|---|--|--|-------|
| 51 急傾斜地崩壊対策事業 | ■ ハード■ソフト○ | ■ ハード■ソフト○ | ・本高地区 ・谷地区 ・大塚地区 ・桑原地区 ・長瀬地区 ほか2地区 | ・谷地区 ・大塚地区 ・桑原地区 ・長瀬地区 ほか2地区 | ・谷地区 ・大塚地区 ・桑原地区 ・長瀬地区 ほか2地区 | 都市建設課 |

第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくり

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-----------------------|---------------|---------------|--|--|--|-------|
| 52 鳥取自動車道整備関連地域振興事業 | ■ ハード■ソフト○ | ■ ハード■ソフト○ | ・鳥取自動車道の整備に伴う地域振興策 ・河原町地域 ・倭文地区 ・横枕・美穂・服部地区 ・北村・本高地区 | ・市道倭文2号線の改修 ・市道倭文9号線の改修 ・横枕・美穂・服部地区 ・市道横枕上味野折幅 ・市道服部1号線の改修 ・市道野寺北村線の改修 ・市道野寺北村線の改修 | ・倭文地区 ・市道倭文2号線の改修 ・横枕・美穂・服部地区 ・市道横枕上味野折幅 ・市道服部1号線の改修 ・市道野寺北村線の改修 ・市道野寺北村線の改修 | 都市政策課 |
| 53 バスストップ関連施設の整備 | □ ■ | ■ | ・高速道路網の整備に伴う用賀地区及び河原地域の地域振興策 ・バスストップ関連施設の整備 | ・河原地域高速バスストップ整備事業 ・用賀地域高速バスストップ整備事業 ・高速バス利用者駐車場整備 | ・河原地域高速バスストップ整備事業 ・用賀地域高速バスストップ整備事業 ・高速バス利用者駐車場整備 | 都市政策課 |
| 54 山陰道整備関連地域振興事業 | □ ■ | ■ | ・高速道路網の整備に伴う鳥取インター関連施策 | ・鳥取西道路関連地域振興策 ・市道鳩5号線改良 ・大岡地区(市道認定路線拡幅) | 鳥取西道路関連地域振興策 ・市道鳩5号線改良 ・大岡地区農道改良 | 都市政策課 |
| 55 鳥取インター周辺整備事業(本高地区) | □ ■ | ■ | ・高速道路網の整備に伴う鳥取インター関連施策 | ・道路改良事業 市道本高部1号線舗装工事:W=3m, L=400m. | ・道路改良事業 市道本高部1号線舗装工事:W=3m, L=400m. | 都市政策課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-----------------------|--|--|--|--|-------------|
| 56 生活交通確保対策事業 | ○住民生活に必要な交通手段を検討する調査や協議会を実施するほか、住民に運行効率のよい交通手段を提供する。 ・バス代替タクシー事業 ・バス導入方式 ・バス運行事業、など ○バス事業者に補助金を交付し、既存のバス路線を維持する。 | ・運行効率のよい交通手段による生活交通の確保 ・バス代替タクシー・オンデマンド方式バス運行 ・生活交通確保バス運行事業 ・過疎バス対策事業 ・地域にあつた交通手段の調査 ・鳥取市生活交通会議 ・地域の生活交通の検討調査 ・バス利用促進 ・バス停上屋整備補助事業 ・バス路線維持補助金 | ・運行効率のよい交通手段による生活交通の確保 ・バス代替タクシー・オンデマンド方式バス運行 ・生活交通確保バス運行事業 ・過疎バス対策事業 ・地域にあつた交通手段の調査 ・鳥取市生活交通会議 ・地域の生活交通の検討調査 ・バス利用促進 ・バス停上屋整備補助事業 ・バス路線維持補助金 | ・運行効率のよい交通手段による生活交通の確保 ・バス代替タクシー・オンデマンド方式バス運行 ・生活交通確保バス運行事業 ・過疎バス対策事業 ・地域にあつた交通手段の調査 ・鳥取市生活交通会議 ・地域の生活交通の検討調査 ・バス利用促進 ・バス停上屋整備補助事業 ・バス路線維持補助金 | 都市政策課 |
| 57 緊急地方道整備臨時交付金事業(新規) | ■ | ・市道の新設、視距改良、拡幅改良 | ・市道鳴5号線道路改良 ・用地買収、改良工事 ・市道滝山6号線道路改良 ・用地買収 ・市道杉崎桜谷線道路改良 ・調査設計 ・市道楠城山崎線道路新設 ・新設工事 | ・市道鳴5号線道路改良 ・用地買収、改良工事 ・市道滝山6号線改良 ・改良工事 ・市道杉崎桜谷線道路改良 ・用地買収、改良工事 ・市道楠城山崎線新設 ・新設工事 | 都市建設課 |
| 58 緊急地方道整備臨時交付金事業(新規) | □ | ■ | ・市道の新設、視距改良、拡幅改良 | ・市道江津浜坂線道路改良 ・改良工事 ・市道南岸線 ・改良工事 ・市道美敷線 ・改良工事 | 都市建設課 |
| 59 地方特定道路整備事業(新規) | □ | ■ | ・市道の新設、視距改良、拡幅改良 | ・市道下光元山崎線道路改良 ・改良工事 ・市道中河原1号線道路改良 ・改良工事 ・調査設計 | 都市建設課 |
| 60 地方特定道路整備事業(継続) | □ | ■ | ・市道の新設、視距改良、拡幅改良 | ・市道滝山6号線道路改良 ・用地、補償 ・市道糸谷2号線道路改良 ・改良工事 ・高畠美敷線道路改良 ・改良工事 | 都市建設課、道路管理課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-------------------|---------------|---------------------------------------|---|---|---|---|
| 61 市道等改良事業 | ■ | 市道の新設、複数改良、拡幅改良 | ・市道左近清内谷線 改良工事 市道津無線 改良工事 市道露谷本線 改良工事 市道宝木酒の津水尻線 改良工事 その他市道改良 3路線 新規 市道宝木酒の津水尻線 改良工事 | ・市道左近清内谷線 改良工事 市道津無線 改良工事 市道露谷本線 改良工事 市道宝木酒の津水尻線 改良工事 その他市道改良 3路線 | ・市道左近清内谷線 改良工事 市道津無線 改良工事 市道露谷本線 改良工事 市道宝木酒の津水尻線 改良工事 その他市道改良 3路線 | 都市建設課、道路管理課 |
| 62 橋梁維持補修事業 | □ | H18年度の橋梁現地調査を基に修繕優先順位の高い橋梁から年次的に修繕する。 | ・橋梁補修(橋脚の補強、塗装等の補修、舗装の打換え) | ・橋梁補修(橋脚の補強、塗装等の補修、舗装の打換え) | ・橋梁補修(橋脚の補強、塗装等の補修、舗装の打換え) | 道路管理課 |
| 63 交通安全施設(歩道)整備事業 | ■ | 道路改良(歩道の改良) | ・柿谷湯花線(鹿野町)歩道改良 | ・鳥取砂丘近隣海岸漂着ゴミの収集を行う。(春、秋の一斉清掃と併せて実施)ボランティアを募集し、市民との協働による砂丘全域を対象とした除草作業を実施する。 | ・鳥取砂丘近隣海岸漂着ゴミの収集を行う。(春、秋の一斉清掃と併せて実施)ボランティアを募集し、市民との協働による砂丘全域を対象とした除草作業を実施する。 | 道路管理課 |
| 64 鳥取砂丘管理事業(アート) | ○ | 砂丘作業を実施する。砂丘に関する資料収集や地形調査、アンケート調査を行う。 | ・鳥取砂丘海岸線の漂着ゴミを春・秋の一斉清掃にあわせて収集・処分する。 | ・砂丘の地形変動調査等を行う。 | ・鳥取砂丘近隣海岸漂着ゴミの収集を行う。(春、秋の一斉清掃と併せて実施)ボランティアを募集し、市民との協働による砂丘全域を対象とした除草作業を実施する。 | 鳥取砂丘近隣海岸漂着ゴミの収集を行う。(春、秋の一斉清掃と併せて実施)ボランティアを募集し、市民との協働による砂丘全域を対象とした除草作業を実施する。 |
| 65 鳥取砂丘活性化事業 | □ | 鳥取砂丘の特性を活用したイベントの開催 観光情報の発信 | ・鳥取砂丘入り込み客数の調査を行う。 | ・鳥取砂丘入り込み客数の調査を行う。 | ・鳥取砂丘入り込み客数の調査を行う。 | 観光コンベンション推進課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-------------|--|--|------|------|------|------------------|
| 66 鳥取・因幡の祭典 | <p>○2009年の鳥取自動車道開通にあわせ、県東部全域で行う「因幡の祭典」の開催に向けた取り組みが本格化。経済界などの民間主導により、県東部5市町が連携し基本構想の策定などが進められ、平成18年12月に実行委員会体制を整備するなど具体的に取り組んだ。</p> <p>1 テーマ ゆっくり ゆったり とつとり体験</p> <p>2 開催期間 平成21年4月～22年3月</p> <p>3 内容 世界砂像フェスティバルなど1年間を通じた通年型のイベントを開催。</p> | <p>○実行委員会運営経費の補助 ・推進体制の整備による事業の推進 (実行委員会、庁内推進本部) ・事業の総合実施 ・広報宣伝</p> | | | | 企画調整課広域交流イベント推進室 |
| 67 観光イベント事業 | <p>○各種観光イベント実施補助 ・桜まつり・用賀祭しひな行事・マスツリ・フェスティバル・あゆ祭・ライトフェスティバル・ジグおこし事業・貝がら節まつり・わったいな祭・青谷ようこそ祭り事業・あおや夏祭り事業・壁塗大堤うべ祭・因幡但馬広域観光キヤノンペーン事業・しゃんしゃん祭振興会事業・あるさと鳥取桜まつり・32万石お城まつり・吉岡温泉ホタル祭り・白糸まつり・青い鳥コンサート・市民納涼花火大会・青谷町櫻光キヤンペーン事業・鹿野祭花火大会事業</p> <p>各地域で開催されている各種イベントの実施補助</p> | <p>○各種観光イベント実施補助 ・桜まつり・用賀祭しひな行事・マスツリ・フェスティバル・あゆ祭・ライトフェスティバル・ジグおこし事業・貝がら節まつり・わったいな祭・青谷ようこそ祭り事業・あおや夏祭り事業・壁塗大堤うべ祭・因幡但馬広域観光キヤノンペーン事業・しゃんしゃん祭振興会事業・あるさと鳥取桜まつり・32万石お城まつり・吉岡温泉ホタル祭り・白糸まつり・青い鳥コンサート・市民納涼花火大会・青谷町櫻光キヤンペーン事業</p> | | | | 企画調整課 |
| 68 國際交流促進事業 | <p>○自治体国際化協会への負担 ・来島外國要人の受入れ ・鳥取市国際交流推進会議の開催 ・国際交流員の配置 ・姉妹都市等との交流関連事業</p> | <p>○国際交流員配植 ・清州市交流事業 ・ハーナウ市交流事業 ・中国太倉市交流事業 ・地域国際化事業 ・鳥取市国際交流推進会議 ・市民手づくり交流事業 ・エクアドル友好交流事業</p> | | | | 企画調整課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|----------------|---|--|--|--|------|
| 69 人材誘致・定住対策事業 | 「鳥取市定住促進・UJターン相談支援窓口」において、UJターン希望者へ総合的に情報を提供する。 UJターンに連携を取り、UJターン希望者が求める情報を収集し、希望者に情報提供を行う。また、積極的に情報発信を行い、誇張に努める。 | ・「鳥取市定住促進・UJターン相談支援窓口」において、UJターン希望者へ総合的に情報の収集・発信を行う。 UJターンによる情報の収集・発信の窓口を図り、団塊の世代を中心とした市域外から鳥取市への定住を促進する。 ・市域外から鳥取市への定住を促進する。 ・事務相談員(嘱託)による懇親的な窓口に対応と県外への戦略的な情報提供。 ・定期間鳥取市内の空き家に試験的に住み農林業を体験していくなど、「定住促進体験空き家見学ツアーなどの「定住促進事業」を実施 | ・「鳥取市定住促進・UJターン相談支援窓口」において、UJターン希望者へ総合的に情報の収集・発信を行う。 UJターンによる情報の収集・発信の窓口を図り、団塊の世代を中心とした市域外から鳥取市への定住を促進する。 ・市域外から鳥取市への定住を促進する。 ・事務相談員(嘱託)による懇親的な窓口に対応と県外への戦略的な情報提供。 ・定期間鳥取市内の空き家に試験的に住み農林業を体験していくなど、「定住促進体験空き家見学ツアーなどの「定住促進事業」を実施 | ・「鳥取市定住促進・UJターン相談支援窓口」において、UJターン希望者へ総合的に情報の収集・発信を行う。 UJターンによる情報の収集・発信の窓口を図り、団塊の世代を中心とした市域外から鳥取市への定住を促進する。 ・市域外から鳥取市への定住を促進する。 ・事務相談員(嘱託)による懇親的な窓口に対応と県外への戦略的な情報提供。 ・定期間鳥取市内の空き家に試験的に住み農林業を体験していくなど、「定住促進体験空き家見学ツアーなどの「定住促進事業」を実施 | |
| 70 指定文化財等管理事業 | ・指定文化財の適正な保存管理(補助等) ・史跡鳥取藩主池田家墓所維持管理補助 ・指定文化財補助 ・ハマナス南限地帯管理事業 ・文化財審議会 ・史跡因幡國守保存管理 ・埋蔵文化財体験・活用事業 ・指定文化財管理 | ・指定文化財の適正な保存管理(補助等) ・史跡鳥取藩主池田家墓所維持管理補助 ・指定文化財補助 ・ハマナス南限地帯管理事業 ・文化財審議会 ・史跡因幡國守保存管理 ・埋蔵文化財体験・活用事業 ・指定文化財管理 | ・指定文化財の適正な保存管理(補助等) ・史跡鳥取藩主池田家墓所維持管理補助 ・指定文化財補助 ・ハマナス南限地帯管理事業 ・文化財審議会 ・史跡因幡國守保存管理 ・埋蔵文化財体験・活用事業 ・指定文化財管理 | ・指定文化財の適正な保存管理(補助等) ・史跡鳥取藩主池田家墓所維持管理補助 ・指定文化財補助 ・ハマナス南限地帯管理事業 ・文化財審議会 ・史跡因幡國守保存管理 ・埋蔵文化財体験・活用事業 ・指定文化財管理 | 文化財課 |
| 71 史跡等整備事業 | ■ 国指定史跡・仁風閣・天然記念物(朽木庵寺跡)等の保存整備を行う。 | ・朽木庵寺整備事業 ・仁風閣外壁塗装等修理事業 ・美敷水源地保存整備事業 | ・朽木庵寺整備事業 ・美敷水源地保存整備事業 | ・朽木庵寺整備事業 ・美敷水源地保存整備事業 | 文化財課 |
| 72 鳥取城跡保存修理事業 | 鳥取城跡は、昭和32年に国指定文化財になつて以後、年次計画で保存修理を実施してきた。保存修理事業は、昭和18年の鳥取大震災等による城郭遺構の損傷部を中心にして実施している。平成17年度は、大手筋建造物復元基本設計(太鼓御門)調査事業教育普及事業 | [修理] 鳥取城跡天球丸石垣修理事業 [整備] 大手筋建造物復元基本設計(中ノ御門) 調査事業教育普及事業 史跡内表示等整備事業 | [修理] 鳥取城跡天球丸石垣修理事業 [整備] 大手筋建造物復元基本設計(中ノ御門) 調査事業教育普及事業 史跡内表示等整備事業 | [修理] 鳥取城跡天球丸石垣修理報告書作成 [整備] 大手筋建造物復元基本設計(中ノ御門) 調査事業教育普及事業 史跡内表示等整備事業 | 文化財課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|------------------|---------------|--|---|--|---|
| 73 文化芸術鑑賞事業 | ハード■ ソフト○ | <ul style="list-style-type: none"> 市民が主体となる地域の個性あふれるイベント事業の推進 各地域で開催される文化芸術イベントなどの情報発信 市の文化施設や学校などで、青少年が文化芸術を直接体験できる機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> 市民美術展の開催支援 市民音楽祭の開催支援 総合文化祭の開催 因幡の傘踊りの祭典開催 鹿野ミュージカル祭の開催 日本の盆踊りの祭典開催 因幡の盆踊りの祭典開催 シルエット劇場公演の開催 青少年への文化芸術鑑賞機会の提供 国際演劇祭開催事業の支援 岡野貞一顕彰事業 | <ul style="list-style-type: none"> 長岡アンサンブル練習ギャラク誘致及び出前指導事業の開催支援 市民美術展の開催支援 市民音楽祭の開催支援 総合文化祭の開催 因幡の傘踊りの祭典開催 鹿野ミュージカル祭の開催 シルエット劇場公演の開催 青少年への文化芸術鑑賞機会の提供 国際演劇祭開催事業の支援 | 文化芸術推進課 |
| 74 鹿野地区街なみ環境整備事業 | □ ○ | <ul style="list-style-type: none"> 鹿野地区街なみ環境整備事業(鹿野町大工町ほか7町地内) A=40.5ha 道路美化 A=11,150m² 街路灯 N=51基 電線地中化 屋台蔵新築 A=1,455m² 拠点施設新築 N=1棟 N=81棟 | <ul style="list-style-type: none"> 拠点施設等実施設計一式 (街なみ拠点施設・お祭り広場) 修景補助 2棟 旧農協鹿野支所取壇し一式 拠点施設新築 N=1棟 個人修景補助 | <ul style="list-style-type: none"> 道路美化工事 (下町主通り A=798m²) (加治町主通り A=420m²) 下町従通り A=26m² 修景補助 5棟 | 都市計画課 |
| 75 農業後継者育成事業 | ■ □ ○ | 第2節 地域を支えるものづくり | | <ul style="list-style-type: none"> 農業青年経営者会議活動補助 農山漁村生活体験事業 就農定住促進対策事業 ①とつどりふるさと就農農舍運営委託料 ②とつどりふるさと就農農舍運営委員会開催費 ③新規就農相談会参加費 | <ul style="list-style-type: none"> 農業青年経営者会議活動補助 農山漁村生活体験事業 就農定住促進対策事業 ①とつどりふるさと就農農舍運営委託料 ②とつどりふるさと就農農舍運営委員会開催費 ③新規就農相談会参加費 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|----------------------|--|--|--|--|--|
| 76 畜産振興対策事業 | <p>・肉用牛・乳用牛に対する助成</p> <p>①肉用牛・乳用牛放牧奨励事業(補助率1/10)</p> <p>②肉用牛肥育経営体質強化対策事業(補助率1/10)</p> <p>③肥育素牛安定導入対策事業(補助率1/10)</p> <p>④優良肉用めす牛購入資金貸付(単年返還最大5年)</p> <p>⑤畜産環境整備事業(補助率県1/4、市1/4)</p> | <p>①肉用牛・乳用牛放牧される飼育牛、乳牛公共放牧場に放牧される飼育牛、乳牛種育成雌牛の放牧料の一部助成</p> <p>②肉用牛肥育する飼料の納入資金借入金JAから購入し一部助成</p> <p>③肥育素牛安定導入対策事業JAが肥育農家に肥育を目的として素牛を貰い付けた場合、導入から出荷までの利息に対し一部助成</p> <p>④畜産業者が行う臭気対策にかかる事業に対する一部支援</p> | <p>①肉用牛・乳用牛放牧される飼育牛、乳牛公共放牧場に放牧される飼育牛、乳牛種育成雌牛の放牧料の一部助成</p> <p>②肉用牛肥育する飼料の納入資金借入金JAから購入し一部助成</p> <p>③肥育素牛安定導入対策事業JAが肥育農家に肥育を目的として素牛を貰い付けた場合、導入から出荷までの利息に対し一部助成</p> <p>④畜産業者が行う臭気対策にかかる事業に対する一部支援</p> | <p>①肉用牛・乳用牛放牧される飼育牛、乳牛公共放牧場に放牧される飼育牛、乳牛種育成雌牛の放牧料の一部助成</p> <p>②肉用牛肥育する飼料の納入資金借入金JAから購入し一部助成</p> <p>③肥育素牛安定導入対策事業JAが肥育農家に肥育を目的として素牛を貰い付けた場合、導入から出荷までの利息に対し一部助成</p> <p>④畜産業者が行う臭気対策にかかる事業に対する一部支援</p> | 農業振興課 |
| 77 福井地域ブランド農産物育成支援事業 | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | |
| 78 野生鳥獣被害防止事業 | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>○</p> | <p>・有害鳥獣駆除補助</p> <p>・被害防止施設設備補助</p> <p>・進入防止施設設備補助</p> <p>・イノシシ捕獲奨励金</p> <p>・有害鳥獣駆除事務</p> <p>・クマ対策事業</p> |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|------------------|--|--|--|--|-------|
| 79 らつきょう生産振興助成事業 | ・らつきょう生産振興大会に係る経費の一部を助成(限度額:20万円) ・らつきょうを処理した際に発生する残渣を産業廃棄物として処理する経費の一部助成(補助率1/5) ・らつきょう加工用塩蔵槽設置に対する一部助成(補助率1/2) | ・らつきょう生産振興大会開催支援 ・らつきょうを処理した際に発生する残渣を産業廃棄物として処理する経費の一部助成 ・らつきょう加工用塩蔵槽の設置に要する経費の一部助成 | ・らつきょう生産振興大会開催支援 ・らつきょうを処理した際に発生する残渣を産業廃棄物として処理する経費の一部助成 ・らつきょう加工用塩蔵槽の設置に要する経費の一部助成 | ・らつきょう生産振興大会開催支援 ・らつきょうを処理した際に発生する残渣を産業廃棄物として処理する経費の一部助成 | 農村整備課 |
| 80 地産地消推進事業 | 鳥取市地産地消行動指針に基づき、農林水産団体、商工団体、流通団体、消費者団体、地域団体、観光関係団体、教育機関、行政機関が一体となって、地産地消を推進する。 | ・地産地消行動計画策定事業 ・食育アドバイザー派遣事業 ・地産地消の店舗認証事業 ・学校給食等地産地消促進事業 ・学校給食計画栽培支援事業 ・地場産品利用促進事業 | ・地産地消行動計画策定事業 ・食育アドバイザー派遣事業 ・地産地消の店舗認証事業 ・学校給食等地産地消促進事業 ・学校給食計画栽培支援事業 ・地場産品利用促進事業 | ・地産地消行動計画策定事業 ・食育アドバイザー派遣事業 ・地産地消の店舗認証事業 ・学校給食等地産地消促進事業 ・学校給食計画栽培支援事業 ・地場産品利用促進事業 | 農業振興課 |
| 81 団体営たけ池等整備事業 | ・たけ池整備 柿谷たけ池、堤ノ内第1池、海合池 ・測量調査 9箇所 | ・柿谷地区 堤体改修 ・測量調査 3箇所 | ・堤ノ内第1池 堆積土浚渫 ・海合池 測量試験 ・測量調査 3箇所 | ・堤ノ内第1池 堆積土浚渫 ・海合池 測量試験 ・測量調査 3箇所 | 農村整備課 |
| 82 单県農業用用水施設整備事業 | ・国府地区 ・福部:下駄削、山澤山地区 ・用瀬:別府、古用瀬、赤波、家奥、旭丘地区 ・気高:下光元地区 | ・国府地区 は陽整備区域(県営・團体営)の用排水路補修 ・下駄削地区 農業用用水路改修 ・古用瀬地区 ブロック積み ・下光元地区 揚水施設改修 | ・国府地区 は陽整備区域(県営・團体営)の用排水路補修 ・家奥地区 2次製品水路 ・山陽山地区 農業用用水路改修 ・別府地区 頭首工改修 | ・国府地区 は陽整備区域(県営・團体営)の用排水路補修 ・旭丘地区 現場打ち水路 ・赤波地区 現場打ち水路 | 農村整備課 |
| 83 单県農道整備事業 | ・用瀬・鷹狩・美成地区 ・アスファルト舗装 ・河原:上長瀬地区 ・農道改良 | ・鷹狩・美成地区 アスファルト舗装 ・上長瀬地区 農道改良 | ・鷹狩・美成地区 アスファルト舗装 ・上長瀬地区 農道改良 | 農村整備課 | |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|-----------------|---|--|---|---|-------|
| 84 単県農用地改良・保全事業 | 福部・福部砂丘地区 農用地の改良又は保全 河原・西郷中央、神馬地区 暗渠排水の整備 | 西郷中央地区 暗渠排水事業 ・神馬地区 暗渠排水事業 | 福井地区ほ場整備事業 ・日置谷地区ほ場整備事業 ・小倉地区ほ場整備事業 | ・福井地区ほ場整備事業 ・日置谷地区ほ場整備事業 ・小倉地区ほ場整備事業 | 農村整備課 |
| 85 受託ほ場整備事業 | ○ほ場整備事業に伴う地関係業務 福井地区ほ場整備事業 ・日置谷地区ほ場整備事業 ・小倉地区ほ場整備事業 | 福井地区ほ場整備事業 ・日置谷地区ほ場整備事業 ・小倉地区ほ場整備事業 | 福井地区ほ場整備事業 (機能増進型) | 福井地区ほ場整備事業 (機能増進型) | 農村整備課 |
| 86 団体畜水環境整備事業 | 邑美地区、大井手地区水環境整備事業 (機能増進型) 沿革史・副説本作成、整備計画協議会開催、豊穣祈願祭、魚捕り大会、納涼祭、草刈り、土砂・ゴミ取り | 邑美地区水環境整備事業 (機能増進型) ・大井手地区水環境整備事業 (機能増進型) | 大井手地区水環境整備事業 (機能増進型) | 大井手地区水環境整備事業 (機能増進型) | 農村整備課 |
| 87 林道整備事業 | 林道開設対策事業 ・林道安藤線 ・林道桑原河内線 ・林道篠山線 | 林道開設対策事業 ・林道桑原河内線 ・林道篠山線 ・林道用地測量事業 | 林道開設対策事業 ・林道桑原河内線 ・林道篠山線 ・林道用地測量事業 | 林道開設対策事業 ・林道桑原河内線 ・林道篠山線 ・林道用地測量事業 | 林務水産課 |
| 88 つくり育てる漁業推進事業 | ○稚貝放流事業 ・サザエ、アワビの放流 ○イワガキ・サザエの生産環境整備事業 ・イワガキの生育環境を整備するため、消波ブロック等の貝がら殻の除去を行う ○沿岸漁場整備開発事業 ・岩のり養殖場補修 | ○稚貝放流事業 (岩戸・船磯・夏泊・青谷) アワビ 26,000個 サザエ 48,000個 ○沿岸漁場整備開発事業 ・岩のり養殖場補修 | ○稚貝放流事業 (岩戸) アワビ 2,000個 サザエ 5,000個 ○沿岸漁場整備開発事業 ・岩のり養殖場補修 | ○稚貝放流事業 (岩戸) アワビ 2,000個 サザエ 5,000個 ○沿岸漁場整備開発事業 ・岩のり養殖場補修 | 林務水産課 |
| 89 漁港高度利用促進対策事業 | 岩戸、酒津、船磯、夏泊、長和瀬漁港の浚渫を定期的に行う。 | 浚渫(福部地域) 2,000m ³ | 浚渫(氣高地域) 5,700m ³ | 浚渫(福部地域) 2,000m ³ 浚渫(青谷地域) 5,700m ³ | 林務水産課 |
| 90 漁港建設事業 | 岩戸漁港の北防砂堤の改修(岩戸) (酒津) ・船磯漁港の防砂堤の新設(船磯) ・長和瀬漁港の防砂堤・冲防波堤の新設(長和瀬) *長和瀬、酒津漁港は、漂砂調査を実施し、事業効果を検証し、平成22年度に事業実施を検討する。 | 長和瀬漁港 漂砂調査 西防波堤改修調査 浚渫 漂砂調査 船磯漁港 漂砂調査 ・船磯漁港 被覆ブロック 静穩度調査 | 長和瀬漁港 漂砂調査 西防波堤改修工事 ・酒津漁港 漂砂調査 船磯漁港 ・船磯漁港 ・消波ブロック | 長和瀬漁港 防砂堤 ・酒津漁港 防砂堤 ・船磯漁港 消波ブロック | 林務水産課 |
| 91 新規創業・開業支援事業 | 1 様助金 事業に係る経費の2/3 限度額200万円 ただし、新規雇用1名以上、事業のマーケティング調査が必須要件 ②審査会の開催 申請者の審査会を開催する。 | 1 様助金 事業に係る経費の2/3 限度額200万円 ただし、新規雇用1名以上、事業のマーケティング調査が必須要件 ②審査会の開催 申請者の審査会を開催する。 | ① 様助金 事業に係る経費の2/3 限度額200万円 ただし、新規雇用1名以上、事業のマーケティング調査が必須要件 ② 審査会の開催 申請者の審査会を開催する。 | ① 様助金 事業に係る経費の2/3 限度額200万円 ただし、新規雇用1名以上、事業のマーケティング調査が必須要件 ② 審査会の開催 申請者の審査会を開催する。 | 産業振興課 |

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|---|---------------|-----|------|---|---|---|---|
| | 新規◎ | 継続口 | ハード■ | | | | |
| 92 中小企業人材育成事業 | □ | ○ | □ | ・卸・小売業者等の中⼩企業者が業種転換を図るため、半年以上の長期にわたりる人材育成を行ふ場合、それに要する経費の一部を補助する。 | ・積極的に人材育成を行ひ、新分野進出又は経営革新を図る中⼩企業を支援する事業 | ・積極的に人材育成を行ひ、新分野進出又は経営革新を図る中⼩企業を支援する事業 | ・産業振興課 |
| 93 地域経済戦略推進事業 | ◎ | ○ | □ | ・とつどり地域経済活性化フーム、ミニユニアティ・ビジネス育成事業をはじめ、「鳥取市経済活性化戦略」にそった事業を実施する。 | ・「鳥取市経済活性化戦略」に基づく事業の推進 | ・「鳥取市経済活性化戦略」に基づく事業の推進 | ・産業振興課 |
| 94 物産振興事業 | □ | ○ | □ | ・関⻄圏での特産品PR、国内外での物産展の出展などの特産品PR事業 ・関⻄へのアンテナショップ機能の開設 | ・特産品PR事業 ・関⻄圏での特産品PR ・国内外姉妹都市への物産の展開など ・国際工芸ごんべーの出展など ・関⻄へのアンテナショップ機能の充実 | ・特産品PR事業 ・関⻄圏での特産品PR ・国内外姉妹都市への物産の展開など ・国際工芸ごんべーの出展など ・関⻄へのアンテナショップ機能の充実 | ・産業振興課 |
| 95 販路拡大等創出促進事業 | □ | ○ | □ | ・鳥取商工会議所又は市内商工会が行う、地元企業と関⻄圏等企業の販路拡大等創出事業に対して助成する。 | ・鳥取商工会議所又は市内商工会が行う、地元企業と関⻄圏等企業の販路拡大等創出事業に対して助成する。 | ・鳥取商工会議所又は市内商工会が行う、地元企業と関⻄圏等企業の販路拡大等創出事業に対して助成する。 | ・産業振興課 |
| 96 企業誘致促進事業 | □ | ○ | □ | ・企業誘致のため、関係機関と連携しながら本市への進出を働きかける。 ・工場等の新設・増設、移転に係る投資及び雇用に係して補助や融資を行う。 | ・企業立地促進資金貸付、補助金の交付 ・企業誘致のため、県外企業訪問等 | ・企業立地促進資金貸付、補助金の交付 ・企業誘致のため、県外企業訪問等 | ・企業立地促進資金貸付、補助金の交付 ・企業誘致のため、県外企業訪問等 |
| 97 産学官連携推進事業 | □ | ○ | □ | ・大学のニーズと企業のニーズを整理し、それを結びつけるための活動を行う。 | ・産学官連携フォーラム等啓発事業の実施 | ・産学官連携フォーラム等啓発事業の実施 | ・産業振興課 |
| 第4章 効率的で質の高い市役所づくりと地域の特性を活かした計画的なまちづくり | | | | | | | |
| 第1節 効率的で質の高い市役所づくり | | | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
| 事業名 | 新規◎ | 継続口 | ハード■ | 事業概要 (3ヶ年) | | | |
| 98 地域審議会等合併地域調整事業 | □ | ○ | □ | ・地域審議会の開催 地域審議会毎に概ね年8回(国府、福部、河原、用瀬、佐治、鹿野、青谷) ・地域審議会の把握・調整、会長会の開催 ・支所長会議等の開催 ・新市まちづくり計画の進行管理 ・地域振興課特定予算の監督 ・総合支所・本庁間の各種事務の調整、進行管理 | ・地域審議会の開催 ・地域審議会の把握・調整、会長会の開催 ・支所長会議等の開催 ・新市まちづくり計画の進行管理 ・総合支所・本庁間の各種事務の調整、進行管理 | ・地域審議会の開催 ・地域審議会の把握・調整、会長会の開催 ・支所長会議等の開催 ・新市まちづくり計画の進行管理 ・総合支所・本庁間の各種事務の調整、進行管理 | ・地域審議会の開催 ・地域審議会の把握・調整、会長会の開催 ・支所長会議等の開催 ・新市まちづくり計画の進行管理 ・総合支所・本庁間の各種事務の調整、進行管理 |

2.1

| 事業名 | 事業概要 (3ヶ年) | 事業概要 (3ヶ年) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 担当課 |
|------------------|---|--|--|--|--|---------|
| 99 広聴事業 | <p>○ ハード■ 新規総統口</p> <p>「市民の声」を取り入れる施策をデータベースで管理する。 く実施中の広聴事業等> 市政是糸緒、陳情要望、地区要望、地域づくり懇談会、竹内市長と気軽にトーク・トーク、市民総合相談窓口</p> | <p>□ ○ 「市民の声」を取り入れる施策を充実するとともに、それらの情報をデータベースで管理する。</p> <p>・地域づくり懇談会等広聴事業の実施、充実及び見直し ・「市民の声」システムの管理</p> | <p>・地域づくり懇談会等広聴事業の実施、充実及び見直し ・「市民の声」システムの管理</p> | <p>・地域づくり懇談会等広聴事業の実施、充実及び見直し ・「市民の声」システムの管理</p> | <p>・地域づくり懇談会等広聴事業の実施、充実及び見直し ・「市民の声」システムの管理</p> | 市民総合相談課 |
| 100 住民自治基本条例検討事業 | <p>○ □</p> <p>・平成17年度 簠定に向けた情報収集 ・平成18年度 プロジェクトチームでの検討 ・鳥取市みんなでつくる住民自治 基本条例検討委員会 ・平成19年度 検討委員会での検討、市民政策コメント ・平成20年度 フォーラムの開催、市民自治推進委員会(仮称)設置 ・平成21年度 周知啓発事業実施、市民自治推進委員会(仮称)開催 ・平成22年度 周知啓発事業実施、市民自治推進委員会(仮称)開催、市民アンケート実施 ※市民を主体としたまちづくりを推進する。</p> | <p>・平成17年度 プロジェクトチームでの検討 ・鳥取市みんなでつくる住民自治 基本条例検討委員会 ・平成18年度 検討委員会での検討、市民政策コメント ・平成19年度 フォーラムの開催、市民自治推進委員会(仮称)設置 ・平成20年度 フォーラムの開催、市民自治推進委員会(仮称)設置 ・平成21年度 周知啓発事業実施、市民自治推進委員会(仮称)開催 ・平成22年度 周知啓発事業実施、市民自治推進委員会(仮称)開催、市民アンケート実施 ※市民を主体としたまちづくりを推進する。</p> | <p>・周知啓発事業 ・市民自治推進委員会(仮称)の開催 ・市民アンケートの実施</p> | <p>・周知啓発事業 ・市民自治推進委員会(仮称)の開催 ・市民アンケートの実施</p> | <p>・周知啓発事業 ・市民自治推進委員会(仮称)の開催 ・市民アンケートの実施</p> | 協働推進課 |